17　登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならない。

18　第百五十八条の十八の規定は、第十六項の規定による記録をした場合について準用する。

（旧氏併記の終了）

第百五十八条の三十六　登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができる。

2　前条第三項から第十項まで（第三項第五号及び第八項第二号を除く。）、第十四項及び第十五項の規定は、前項の規定による申出について準用する。

3　登記官は、第一項の規定による申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとする。

一　登記の目的

二　申出の受付の年月日及び受付番号

三　登記原因及びその日付

四　所有権の登記名義人の氏名

4　登記官は、前項の規定による記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならない。

5　第百五十八条の十八の規定は、第三項の規定による記録をした場合について準用する。

（相続人申告登記への準用）

第百五十八条の三十七　第百五十八条の三十四の規定は相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）について、第百五十八条の三十五の規定は相続人申告名義人について、前条の規定は登記記録に旧氏が記録されている相続人申告名義人について、それぞれ準用する。この場合において、第百五十八条の三十四第二項中「前項第二号に掲げる登記を申請する」とあるのは「相続人申告名義人の氏についての変更又は更正の申出をする」と、「同号に定める者」とあるのは「相続人申告名義人」と読み替えるものとする。

第四章　登記事項の証明等

第一節　登記事項の証明等に関する請求

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第百九十三条　［略］

［２～７　略］

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

第百九十四条　前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（以下この章において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。

［２・３　略］

第二節　登記事項の証明等の方法

（登記事項証明書の種類等）

第百九十六条　［略］

［一～三　略］

第四章　登記事項の証明等

［節名を付する。］

（登記事項証明書の交付の請求情報等）

第百九十三条　［同上］

［２～７　同上］

（登記事項証明書等の交付の請求の方法等）

第百九十四条　前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、請求情報を記載した書面（第二百三条並びに第二百四条第一項及び第二項において「請求書」という。）を登記所に提出する方法によりしなければならない。

［２・３　同上］

［節名を付する。］

（登記事項証明書の種類等）

第百九十六条　［同上］

［一～三　同上］